

## 規制改革推進会議（第28回） 議事概要

1．日時：平成30年4月16日（月）9:58～10:44

2．場所：官邸4階大会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、江田麻季子、高橋滋、野坂美穂、  
長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（専門委員）角川歴彦、村上文洋

（政府）安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、梶山大臣、田中副大臣、  
長坂政務官、杉田官房副長官、野上官房副長官、西村官房副長官、  
長谷川内閣総理大臣補佐官、河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官、  
平井内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、  
西川参事官

4．議題：

（開会）

1．放送を巡る規制改革について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 おはようございます。「規制改革推進会議」第28回会合を開会いたします。

本日は、安念委員、飯田委員、古森委員が御欠席です。

また、本日の議題に関連しまして、角川専門委員、村上専門委員にも御出席いただいております。

安倍総理は後ほどお見えになります。

梶山大臣に御出席いただいております。一言御挨拶をお願いいたします。

梶山大臣 委員各位におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、放送事業を取り巻く状況や諸課題についての御議論をいただくこととなっております。

昨年11月の第2次答申にもある通り、Society5.0の実現に向けて、通信と放送のさらなる融合が進展していく中で、放送用帯域のあり方については「放送事業の未来像」を見据えた有効活用が検討課題となってきております。

委員の皆様におかれましては、放送がこれまでに果たしてきた役割にも十分留意しつつ、幅広い視点からの活発な御議論をどうぞよろしくをお願いいたします。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、議題の1「放送を巡る規制改革について」、議論いたします。

規制改革推進会議では、昨年秋に、Society5.0を支える重要なインフラである電波の一層の有効利用を進めるため、電波割当制度等の改革について検討し、第2次答申を取りまとめました。

第2次答申で示した改革すべき事項については、12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に盛り込まれ、現在、政府において実行に移されているところです。

その一つとして、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効利用などにつき、総務省で検討するとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討することとされております。これを受けまして、原委員に座長を務めていただいております投資等ワーキング・グループで、幅広くヒアリングを重ねております。

本日は、投資等ワーキング・グループにおけるこれまでの審議状況について御報告をいただき、意見交換をいたします。

まず、放送事業を取り巻く状況について、事務局より資料1-1をもとに御説明をお願いいたします。

西川参事官 それでは、資料1-1に基づき、放送事業を取り巻く状況について御説明いたします。

最初のページをごらんください。1つ目の ですが、技術革新やブロードバンドの普及により、通信と放送の垣根がますます低くなっていることについてでございます。

この図のとおり、21世紀になって我が国でも通信を用いた各種の動画サービスが出現しております。特に2015年以降ですが、インターネット上でVOD、ビデオ・オン・デマンドといいますが、視聴者が見たいときにさまざまな映像コンテンツを視聴することができるサービスとして、Amazon Prime VideoとかNetflixという海外発の大手のサービスなどが出てきております。

また、リニア配信、つまり放送中の番組を選んで見ることができるリアルタイム型の映像配信として、AbemaTVという日本発のサービスなどが普及してきております。

これらのサービスがインターネットの高速通信により行われることにより、多くの人がテレビ以外のデバイスでも動画コンテンツを楽しむことができるようになってきております。

下の2つ目の ですが、我が国で発売されているテレビのリモコンに、写真のように動画配信サービスにつながる専用ボタンがつくようになりました。このことからわかりますように、インターネットの動画配信サービスがグローバルに展開していく中で、ハードの分野でもテレビとの融合が進んできております。

2ページ目をごらんください。1つ目の でございます。我が国の放送メディアの市場規模などの推移についてでございます。左上に記載した棒グラフ、放送メディアの市場規模については、平成23年度から27年度の間伸び率が0.95%と、ほぼ横ばいでございます。

右上に掲載した、その間の国内GDPの伸び率は8.1%ですけれども、それに達していない状況でございます。

この数字は、その下にあります電気通信事業の伸び率が51.2%、国内動画配信の伸び率が91.6%ということに比べますと、さらに低い数字ということでございます。

下の2つ目の でございます。一番左下の折れ線グラフは、我が国で1日15分以上テレビを見る人の比率の推移を示したものでございます。このグラフによりますと、10代、20代という若者男性における比率は、国民全体における比率よりも低く、低下傾向がより激しいことがわかります。こういった若者を中心としたテレビ離れの傾向は、我が国だけでなく世界的なものであると言われております。

このような中で、地上波テレビ広告費は、上の放送メディアの市場規模の棒グラフ、また、米国の状況については右下の折れ線グラフからも見てとれますとおり、横ばいの状況が続いております。

これに対して、インターネット広告費は伸長しております。

右の折れ線グラフによりますと、アメリカでは既に2013年に、インターネット広告費が地上波テレビの広告費を抜き去っております。日本でも、ここには記載しておりませんが、その差は年々小さくなってきているという状況でございます。

3ページ目をごらんください。右上の円グラフによりますと、我が国における映像コンテンツ制作のうち、このグラフの灰色と黄色の部分を含めた合計7割以上の部分が放送向けのものであるということがわかります。

その上で、下に並んでおります棒グラフを見ていただきたいのですが、我が国由来のコンテンツが世界市場で占めているプレゼンスについてでございますけれども、左から2番目のゲームでは、アメリカを上回る大きなものとなっております。しかしながら、コンテンツ市場の中で、何といたっても規模の大きい放送コンテンツについては、一番左の棒グラフのとおり、我が国由来のコンテンツはアメリカの十数分の1という大きさでございます。

同じ東アジアの国同士で比べてみても、韓国の約3分の1という状況でございます。ゲームのようなプレゼンスを發揮できていない状況でございます。

資料1-1の説明は以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、原座長より、今後の検討に当たっての論点について、御説明をお願いいたします。

原委員 ありがとうございます。

資料1-2をお配りしております。

ここ数週間、報道では、私たちが放送法4条などに焦点を当てた議論をしているかのような報じ方がなされています。これに対して、強い批判もなされています。

ワーキング・グループに参加されていない委員の方々もいらっしゃいますので、先に申し上げておきますと、私たち投資等ワーキング・グループでは、そうした議論はしていま

せん。論点項目が報じられていますが、それは私たちが会議で議論していないものであります。

投資等ワーキング・グループでは、昨年初めから電波制度の議論をしてまいりました。Society5.0では、自動走行やロボット初め、あらゆるものがつながり、新たな電波利用ニーズが飛躍的に拡大します。このため、従来割り当てられている帯域の再編も含めて、制度改革のあり方を議論し、昨年11月に第2次答申をまとめました。その際、放送用帯域のあり方については、放送の未来像を見据え、引き続き検討することとしておりました。

その後、今年に入って、放送をめぐる規制改革をテーマに、識者の方々からのヒアリングを行い、これまでのところ6回開催しております。

まだヒアリングの途上ですが、現下の極めて大きな課題は、通信・放送の融合が新たな段階に突入したことだと考えております。

NetflixやAmazonなど、動画配信のプラットフォーム事業者がグローバルに巨大なビジネスを展開し、放送・コンテンツの世界を飲み込む勢いで覇権争いを繰り広げています。

我が国の放送業界、コンテンツ業界も、これまでのビジネスモデルや成功体験に過度にとられることなく、未来に向けた転換が求められる局面と考えます。政府もそのための環境整備に取り組む必要があります。

こうした認識のもと、具体的な検討課題については、資料の下半分、2ポツに記載をしております。

検討に際して、目指す目標は3つと考えています。

第1に、通信・放送のさらなる融合を前提としたビジネスモデルの創出です。これは、グローバルに戦える、国際競争力を有するものでなければならないと考えます。

第2に、国民にとって、より多様で良質なコンテンツを享受できる環境が必要だと考えます。通信・放送のさらなる融合、グローバルな競争といった新たな環境のもとで、視聴できる番組やコンテンツが劣化するようなことはもちろん避けなければなりません。国民がこれまで以上に、情報、楽しみなどを十分に得られることが重要と考えます。

第3に、これらを前提とした電波の有効活用です。

これらの目標を達成するため、今後、必要な環境整備、制度のあり方を幅広く議論していきたいと考えています。

例えば、資料にも挙げておりますように、通信・放送の枠を超えた事業モデルのあり方、コンテンツビジネスの競争促進、グローバル展開、クリエイターなど制作現場が最大限力を発揮できる環境整備、著作権処理、取引構造のあり方など、幅広い課題があると考えています。

放送事業、コンテンツ産業の未来に向けて、課題を洗い出し、しっかりと議論していきたいと考えております。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、今の資料説明、論点について意見交換に入りますが、その前に、このたび専

門委員に新たに御着任された角川専門委員、それからこれまでも議論に参画してくださっている村上専門委員から、一言コメントをいただければと思います。

よろしく申し上げます。

角川専門委員 角川でございます。

テレビも民間放送が始まって既に70年、その間、白黒テレビからカラー化、そしてハイビジョンと技術の進歩があって、とりわけ画期的であったのが2011年の地上波テレビの完全デジタル化です。

しかし、もともとテレビは発明の産物で、技術イノベーションからテレビ業界は誕生したのです。そろそろ制度疲労がたまっているのも当然です。

これから4K、8Kもスタートいたします。その間、インターネットテレビも本格的になって、動画配信事業では、日本はむしろ立ちおけていると言っていいいでしょう。放送法も、70年前の産業育成の立場から立法化されたものが、いつの間にか産業保護の手段になっている。重い放送法を、時代に合わせて軽い法律として見直したらどうかというのが私の意見です。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、村上専門委員、申し上げます。

村上専門委員 昨年1月から投資等ワーキングで専門委員を務めています村上です。

私の専門は電子行政とオープンデータです。放送と通信の融合に関しては、10年以上前から重要な課題として議論されてきていますが、ここに来て急速に、関連する技術やサービスが変化してきていると思います。5年後、10年後を見据えて、放送・通信の融合に関する検討が必要だと考えています。

どうぞよろしくお願いいいたします。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、放送事業を取り巻く状況、今後の検討に当たっての論点について、御意見、御質問をお願いいいたします。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 ありがとうございます。

すばらしくまとめてくださって、ありがとうございます。皆様の御尽力に感謝申し上げます。

本当に私見という域を超えないのですけれども、技術革新は今回こういった通信と放送のビジネスモデルの融合の可能性というものを可能にしたのだと思っているのです。そういう意味では、技術の再検証、どういったテクノロジーが今、通信の分野で、放送の分野でアベイラブルになり、これがあるからこそ、さらに有効利用することが可能になり、それについてくる新しいビジネスモデルだよなという順番のアプローチも必要なのかなと。

技術検証という論点を忘れてはいけないうらうと考えております。

よろしくお願いいいたします。

大田議長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

八代委員、どうぞ。

八代委員 ありがとうございます。

今、角川専門委員もおっしゃいましたけれども、今の放送分野では競争が不足しているのではないかと。ドラマでも恋愛ものや医療もの等、ステレオタイプなものが多く、対外競争力がどれだけあるか疑問です。他方でアメリカのドラマでは、とくに政治ものは中身が濃い。たとえばホワイトハウスのなかで、政治的な決定がどのようになされるのか。そのメリット、デメリットはどうかということをや非常にわかりやすくドラマの中で解説される。非常に教育効果も高いわけで、エンターテインメント性だけではなくて、国民が本当に求めているような情報を伝えるためには、尖った番組も必要ではないか。そういう意味でも、放送分野をもっと競争的にするような方向への制度作りが必要ではないかと思っています。

大田議長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 私のものは半分雑談ですけども、原さんのおっしゃった最初の前段の部分は、オープンにしてもいい発言ですよ。

原委員 議論していないということは、これまでもオープンに言っています。記者ブリーフィングでも私は言っています。

長谷川委員 ここでもそういう発言があったということはいいわけですね。

大田議長 もちろんです。私が知っている限り、全く議論しておりません。戸惑っています。

長谷川委員 それと、このペーパーの扱いはどうされるのですか。

大田議長 これまでのヒアリングを踏まえて、今、論点として提示されたものです。もちろん記者会見にも提出します。

長谷川委員 この後ですね。

大田議長 はい。

長谷川委員 では、本日中にオープンになるわけですね。

大田議長 そうです。

長谷川委員 わかりました。

大田議長 会議として論点を提示するのは初めてです。

長谷川委員 わかりました。

大田議長 ほか、いかがでしょうか。

角川専門委員、どうぞ。

角川専門委員 非常に政治的に問題になっているのが、とても残念な気がします。

新聞などで見ていると、今、お話があったように、放送法の4条だけが問題があって、

ほかは問題がないのだみたいな感じになっています。放送の立場の人はいつセンシティブになるのはわかるのですが、新聞までが一緒になってそのような傾向にあるのが、とても残念なのです。

新聞も、このような場で政府から議論がなされない場合には、普段は的確に放送の問題を取り上げているにもかかわらず、一たびこのような規制改革委員会みたいな場になると、保守的になってしまう。そういうのがとても残念に思います。

私も、この資料もよくできているなと思って拝見していたのですが、Netflixのボタンがもう市販されているテレビのリモコンについてしまっているのです。ですから、これを押すと1,000円の入会費でNetflixが見られるという絶対的優位性ができてしまっています。これは恐らく家電メーカーに聞かなければわかりませんが、アメリカでテレビを売るためには、Netflixのボタンがついていないと売れないわけです。だから、もし日本でもテレビにNetflixのボタンをつけなかったら、アメリカで販売する製品にはボタンをつけさせないよというモノポリーの姿勢の表れですよ。Amazonみたいな。我々は、モノポリー者によるそういう姿勢が出てきている環境の中で、動画配信事業をどのような大きな売り上げにしていくのかということに、国として挑戦しなければいけないのだと思います。

今まで放送の広告モデルが完成されていて、それは非常に付加価値が高いものでした。動画配信自体の売り上げはまだ微々たるものですね。ですから、このまま放置しておく、本当は放送事業者から動画配信事業が主役になって立ち上がっていかねばいけないものが、民間の会社が事業を行なっています。放送事業者から動画配信事業の対応が遅れたために、日本は既にアメリカとか世界に遅れています。早急にそういうことにキャッチアップしていかねばいけないと思います。

委員の方で、動画配信のほうが番組がおもしろいという話が出ましたけれども、地上波テレビは、アメリカでもそうですが、日本でも規制が厳しくて、子供たちによくないものは見せない、ドラマ化してはいけないという制約がありますけれども、アメリカでは、有料テレビではそういう規制が緩いのです。ですから、クリエイターから見れば、新鮮な番組を容易につくりやすい。したがって、アメリカの番組はおもしろい、日本の番組はつまらないということにもなっているわけです。

私は、せっかく今、テレビ局が力があるうちに、早くそういう動画配信のテレビドラマをどんどんつくるようにしてもらいたい。キー局は今、アニメーションなども手を切り始めていて、実際、日本のアニメーションの産業というのは世界的に評価されています。2兆円規模の産業です。しかし、そのアニメ産業も、日本はほとんどが独立U局とか新興のテレビ局、MXテレビとかそういうところに偏っていて、キー局ではほとんど流してくれない。アニメには広告がつかないということで、日本のアニメーションがキー局から放映されないという状況が起こっているのです。

そういった点では、コンテンツ産業としての矛盾が非常に大きくなっているなという感

じもします。

私は、放送事業者の人たちがもっと立ち上がってくるような、新規事業に対して積極的になってもらえるような、そんな産業政策が必要なのだと思います。今、この委員会の姿勢でこのようになるのかどうか。むしろそういう事業者たちに勇気を与えるような支援策を検討することが私は必要だと思います。

放送法の改革がいたずらに放送事業者をインターネットに追いやっていく一方、放送法のもとでは地上波の人たちは電波利用料が非常に安く抑えられているという優遇策がとられてもいます。ですけれども、それをいきなりインターネット放送事業者にすり寄っていて、放送の電波利用料を上げるというのが、必ずしもいいことではないのだと思うのです。動画配信事業として支援するためには、片方では電波料を廉価に抑えるという支援策も必要なのだと思います。そこら辺は、ぜひ一歩高いところから見た産業政策をとっていただけたらいいのではないかと思います。

大田議長 ありがとうございます。

江田委員、どうぞ。

江田委員 一言申し上げます。

先ほど、事務局からの説明にもございましたけれども、確実に若者のテレビ視聴は減っている。これも全世界的にそうですし、今後もオンデマンドな形で好きなコンテンツを見ていく。そのようなスタイルで行くのだろうと思います。

そうした中で、日本の政策が遅れることで、ジェネレーションの間でギャップが起きたりとか、若者の参加が低くなってしまう。そういった事情は避けなければいけないと思います。

大田議長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

林委員 先ほどの具体的な検討課題の第一で、「ビジネスモデルの創出」がありました。テレビにしるインターネットにしる、プラットフォームが広告収入で収益を得るというビジネスモデルも、ブロックチェーンで直接、ユーザーにサービスするビジネスモデルになっていくと、また変わっていくと思います。

ですので、5年、10年先ということであれば、ブロックチェーンを前提にしたビジネスモデルも検討していくべきではないかと思います。

大田議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、休憩に入ります。

( 休 憩 )

( 安倍総理大臣、関係閣僚等入室 )

大田議長 それでは、議事を再開いたします。

規制改革推進会議では、昨年末に取りまとめました第2次答申で電波制度改革を取り上げました。その中で、放送用の帯域については、通信と放送の融合が進展していく中、帯域のさらなる有効活用を検討するとされておりました。

これを受けて、規制改革推進会議で、投資等ワーキング・グループの中で幅広いヒアリングを重ねてまいりました。

きょうは、先ほど原座長から「放送を巡る規制改革」についての論点を示していただき、委員の皆さんと意見交換をしたところです。

それでは、改めまして原座長から、今後の検討に当たっての論点について、御説明をお願いいたします。

原委員 ありがとうございます。

投資等ワーキング・グループでは、昨年初めから電波制度の議論をしてまいりました。Society5.0では、自動走行やロボットを初め、あらゆるものがつながり、新しい電波利用のニーズが飛躍的に拡大をします。このため、従来割り当てられている帯域の再編も含めて、制度改革のあり方を議論し、昨年11月に第2次答申をまとめました。その際、放送用帯域のあり方については、放送の未来像を見据え、引き続き検討することとしていました。

その後、今年に入って、私たちの会議で、放送をめぐる規制改革をテーマに、識者からのヒアリングを行い、これまでのところ6回開催しています。

まだヒアリングの途上ですが、現在の極めて大きな課題は、通信・放送のさらなる融合の進展だと考えています。通信・放送の融合という言葉そのものは90年代から議論されていましたが、これが全く新たな段階に突入していると考えています。

世界ではNetflixやAmazonなど、動画配信のプラットフォーム事業者がグローバルに巨大なビジネスを展開し、放送やコンテンツの世界も飲み込まんとする勢いで覇権争いを繰り広げています。今やテレビのリモコンにもNetflixのボタンがつくようになるなど、テレビという機械さえ融合しつつあります。

こうした新しい環境の中で、我が国の放送業界、コンテンツ業界も、これまでのビジネスモデルや成功体験に過度にとらわれることなく、未来に向けた転換が求められている局面と考えます。政府もそのための環境整備に取り組む必要があります。

こうした認識のもとで、具体的な検討課題については、お配りしております資料1-2の下段「2、具体的な検討課題」として記載をしております。

今後の検討に際して、目指す目標は基本的に3つと考えています。

第1に、通信・放送のさらなる融合を前提としたビジネスモデルの創出です。これは、グローバルに戦える、国際競争力を有するものでなければならないと考えます。

第2に、国民が、より多様で良質なコンテンツを享受できることです。通信・放送のさらなる融合、グローバルな競争といった新しい環境のもとで、視聴できる番組やコンテンツが劣化するようなことはもちろん避けなければなりません。国民がこれまで以上に情報、

楽しみなどを得られることが重要です。

第3に、これらを前提とした電波の有効活用です。

これらの目標を達成するため、今後、必要な環境整備、制度のあり方を幅広く議論していきたいと考えております。

例えば、資料にも項目を挙げておりますが、通信・放送の枠を超えた事業モデルのあり方、コンテンツビジネスの競争促進、グローバル展開、クリエイターなど制作の現場が最大限力を発揮できるような環境整備、具体的には著作権処理や取引構造のあり方など、幅広い課題があると考えています。

放送事業、コンテンツ産業の未来に向けて、課題を洗い出し、しっかりと議論していきたいと考えております。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、金丸議長代理と投資等ワーキング・グループメンバーの森下委員から御発言をお願いします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

コンテンツ産業の活力を高める上で、放送事業は大きな役割を有しています。日本の優秀なコンテンツの作り手が、もっともっと活躍できる場や環境整備をすべきで、そのためにも、放送事業関係者は技術革新を積極的に活用し、ビジネスモデルを進化させることが重要であると考えます。

インターネットやスマホの爆発的普及により、個人の趣味趣向などの情報を得るための方法や場所は、お茶の間から手元へと変化し、また、個人の時間の過ごし方も劇的に変わっています。

また、AIやVR（仮想現実）、AR（拡張現実）などの技術革新は新しいサービスを誕生させ、変化をさらに加速させます。

その中で、通信事業者やインターネットのプラットフォーマーは、巨大かつ有効な顧客データベースを構築し、集めたデータを緻密に分析し、利用者の多様なニーズを的確に捉えることで市場拡大を牽引しています。グローバルでかつ強力なライバル登場です。

一方で、放送事業は、地上波・衛星放送のデジタル化、ハイビジョン化とコストばかりがふえ、収益が伸びておりません。

今後はさらに4K、8K放送を控え、投資をしっかりと回収できるだけの思い切ったビジネスモデル変革が求められるはずで、少子高齢化が進み国内市場に大きな期待が持てない中、通信・放送の垣根を越えた海外展開も忘れてはなりません。

未来の放送事業の可能性を、技術変化や利用者の視点を大切にしながら幅広く議論し、放送事業関係者全ての潜在能力を最大限に生かすことにつながるような答申を目指していこうと考えています。

森下委員 ありがとうございます。

私もバイオベンチャーを立ち上げた経験がありますけれども、新しいビジネスモデルを

検討するに当たっては、既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟で自由な発想が大事であると思います。

現在、通信・放送の融合が進んでいる中で、放送事業も今よりもっと柔軟な発想でビジネスを展開し、より国際競争力をつけることができると思います。

例えば、放送が国内市場だけではなく、市場が伸びている通信分野へ進出したり、コンテンツの海外展開を図るといったことも考えられるのではないのでしょうか。また、地域の魅力を発信するようなコンテンツが制作される環境整備をすることは、地方創生につながると考えます。そのためには、コンテンツにかかわるベンチャーやスタートアップ企業を育てるような環境整備あるいは規制改革が大変重要であります。日本発のコンテンツが、世界に出られるような骨太な規制改革を期待したいと思っております。

現在の延長線上の議論ではなく、大きな未来像を描き、その上で求められる制度のあり方を議論し、放送事業の可能性が最大限生かせるような答申を目指してまいりたいと思います。

私ももうすぐ56になりますけれども、一般的には若者がネットと言われますが、もう私どもの世代も、ある意味、ネットなしでは生活ができないような状態になっていますので、若者の視点という意味だけではなく、中高年の視点も取り入れてもらうことになるほど、現在は通信と放送の融合が進んでいますので、ぜひ骨太の改革をお願いしたいと思います。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、投資等ワーキング・グループでは、この論点に沿って今後も議論をしてまいります。

私も議論に参画いたしますし、ワーキング・グループの所属メンバーでなくても、議論には参画できますので、委員の皆さんもどうぞよろしく願います。

それでは、ここで報道関係の方が入室されます。

(報道関係者入室)

大田議長 では、ここで安倍総理より御発言をお願いいたします。

安倍内閣総理大臣 電波は、国民共有の財産であるとともに、Society 5.0時代の重要インフラであり、時代の変化を見据えた有効活用を進めることが重要です。

現在、急速な技術革新により、放送と通信の垣根はどんどん無くなっております。コンテンツの世界ではもはや国境は無くなり、グローバルな競争時代に突入しています。そして今後、こうした変化は一層拍車がかかっていくことが予想されます。

これはピンチではありません。最初から、日本のコンテンツはグローバルな世界では通用しないと、諦めては駄目です。我が国のコンテンツ産業の活力を高める、これは大きなチャンスでもあると捉えなければなりません。この大きな環境変化を捉えた放送の在り方について、改革に向けた方策を議論すべき時期にきています。

委員の皆様には、本日示された検討課題等について、イノベーションの視点、グローバルの視点など幅広い多角的な視野から、そして何よりもユーザーの目線に立って、是非未

来を見据えた放送の在るべき姿を大きく議論いただくようお願いいたします。

大田議長 総理、ありがとうございました。

それでは、これで報道関係の方は御退室をよろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。